

《千葉県からのお知らせ》

《令和4年度募集》

**介護職員初任者研修 受講費用を助成します！！**  
**介護福祉士実務者研修**

千葉県では、人材の確保と介護施設等への定着の促進を図るため、介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、これらの研修に要した費用の一部を助成します。

※ご申請の際は、必ず記入例をご確認ください。



**介護職員研修受講者支援事業**

1 助成対象者

次の(1)から(5)のすべてに該当する方

- (1) 申請日の1年前の日から申請日までに介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了している方
- (2) 千葉県在住で介護施設等に介護職として就労している方、または、千葉県外在住で千葉市内の介護施設等に介護職として就労している方
- (3) 研修に係る経費について、支払いを完了している方
- (4) 研修に係る経費について、他の公的制度から助成を受けていない方
- (5) 住所地の市町村税に滞納がない方、または、地方税法の規定に基づき徴収猶予の特例(地方税法附則第59条第1項)を利用している方

2 助成額

- (1) 介護職員初任者研修の受講に要した受講料等の費用の半額(10円未満切り捨て。ただし、上限額50,000円とする。)
- (2) 介護福祉士実務者研修の受講に要した受講料等の費用の半額(10円未満切り捨て。ただし、上限額100,000円とする。)

3 助成人数

各研修50人程度 (先着順)

※1 一部対象とならない介護施設等がありますので、申請前にご確認ください。

※2 就労の形態は、常勤、非常勤勤務(パート勤務)、派遣を問いません。

**申込期間 令和4年6月1日(水)～令和5年2月21日(火)まで (郵送可・必着)**

<b>申請書類</b>	<b>ア</b> 申請書【様式第1号】
	<b>イ</b> 資格養成校が発行する修了証明書の写し
	<b>ウ</b> 資格養成校が発行する領収書または受領を証明する書類(原本) ※クレジットカード払いの場合、研修事業者から発行される「クレジット契約証明書」を領収書に代えることができます。研修事業者にご相談ください。
	<b>エ</b> 住民票の写し(発行から3ヶ月以内のもの) ※千葉県在住者は原則不要です。
	<b>オ</b> 市町村税に滞納がないことの証明書(発行から3ヶ月以内のもの) ※千葉県在住者は原則不要です。 ※証明書の名称や証明範囲は市町村で異なりますので、ご用意いただく際は、居住地の税関係部署等にお問合せください。

申請書の入手方法、事業の詳細等については下記ホームページをご覧ください。

**千葉県介護保険管理課ホームページ**

URL: <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/shoninshakenshuu.html>



《問合せ・申請先》 千葉県保健福祉局高齢障害部介護保険管理課

直接持参 千葉県中央コミュニティセンター 1階

郵送 〒260-8722 千葉県中央区千葉港1-1

TEL : 043-245-5206 FAX : 043-245-5623

Eメール: [kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp](mailto:kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp)

## 千葉市介護職員研修受講者支援事業の流れ

